

令和2年7月15日

全国知事会
会長 飯泉 嘉門 殿

一般社団法人日本感染症学会
理事長 館田 一博

感染症診療体制充実および人材育成に関する要望書

新型コロナウイルス感染症は、日本を含む全世界における最大の健康問題であり、世界の国々が全力をあげて本感染症に対して総合的対策をとっていくことが求められています。また、本感染症が沈静化した後においても、鳥インフルエンザなどの次の新興感染症への準備を行い、感染症に強い社会を構築していく必要があります。その中心となるのは、医療機関と行政が協力して構築する全国各地の保健医療システムであり、そのためには、診療現場でリーダーシップを発揮することができる「感染症専門医」が不可欠であります。

「感染症専門医」とは、感染症に関する専門的かつ高度な知識と技術、判断力を以って国民の健康と福祉に医療を通じて貢献できる人格的にも優れた医師を指します。

我が国には、既に新型コロナウイルス感染症を含む重大感染症の診断、治療を行う感染症指定医療機関が全國に整備されています。しかしながら、平成29年の総務省調査によれば、全国の多くの感染症指定医療機関で、感染症診療を行う医師の配置がされていないことが指摘されています。現在においても、新型コロナウイルス感染症を診療する第二種感染症指定医療機関のうち「感染症専門医」が勤務するのは28.5%（100施設/351施設）に過ぎず、2014年からの増加はごくわずかです（別添資料1）。また、全国には感染症専門医がまだ少ない県も数多くございます（別添資料2）。これらの県には専門医に加え指導医も少なく、県内で専門医を育成することが困難です。そのほとんどが感染症科を有している大学を県内に有しておらず、感染症専門医・指導医の育たない最大の原因と考えられます。

以上を鑑み、今後の新型コロナウイルス感染症を含む重大感染症に対応できる医療体制を全国で構築するために、私たちは以下のことを強く要望いたします。

- (1) 感染症指定医療機関、ことに公的医療機関には「感染症(内)科」を設け、「感染症専門医」を配置すること。
- (2) 上記「感染症専門医」の常勤配置が可能になるまでの間、感染症専門医が在籍する医療機関から、定期的に、配置の無い感染症指定医療機関への専門医派遣の仕組みを整えること。
- (3) 地域の国公立および私立大学等医育機関に「感染症(内科)学講座」を設置し、感染症診療を担う医療人を養成することに地方行政としても支援をいただくこと。具体策として、寄附講座の開設、地域枠学生等の感染症(内)科選択への優遇措置などを実施していただくこと。

上記施策により、「感染症専門医」を養成し、全国各地において、新型コロナウイルス感染症を含む重大感染症を診療する体制を構築することが可能となります。

尚、本要望書と同趣旨の要望書を政府に提出しておりますことを申し添えます。

別添資料 1

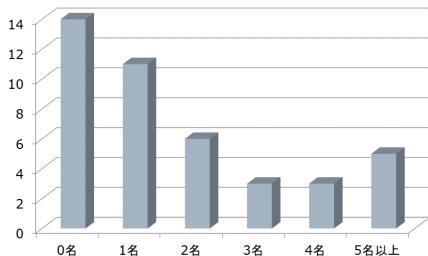
1. 「感染症対策に関する行政評価・監視—国際的に脅威となる感染症への対応を中心として—結果に基づく勧告 平成 29 年 12 月 総務省」より抜粋

特定感染症指定医療機関	4 機関中 2 機関 (50.0%)
第 1 種感染症指定医療機関	14 機関中 4 機関 (28.6%)
第 2 種感染症指定医療機関	26 機関中 16 機関 (61.5%)
で常勤の感染症専門医が配置されていなかった	

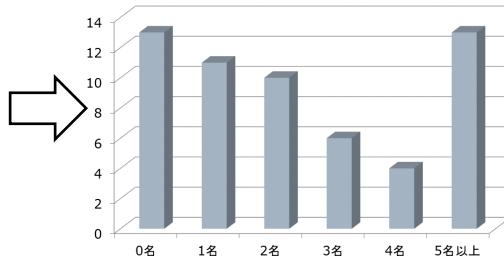
https://www.soumu.go.jp/main_content/000522251.pdf

2. 感染症指定医療機関への感染症専門医配置を促進するために

特定・第一種感染症指定医療機関における
感染症専門医数(2014年 42施設)



特定・第一種感染症指定医療機関における
感染症専門医数(2020年 57施設)



感染症指定医療機関における感染症専門医の在籍率

	特定・第一種感染症 指定医療機関	第二種感染症指定 医療機関	感染症専門医数
2020年	77.2% (44/57施設)	28.5% (100/351施設)	1560名
2014年	66.7% (28/42施設)	22.9% (76/332施設)	1187名

第二種感染症指定医療機関：感染症病床を有するもの、結核病床のみは含まない
2020年：専門医数(2020年6月12日現在), 指定医療機関(2019年3月31日現在)
2014年：専門医数(2014年1月29日現在), 指定医療機関(2013年4月1日現在)

(日本感染症学会調査)

上図にみられるように特定・第一種感染症指定医療機関においては、2014 年から 2020 年にかけて感染症専門医の配置が徐々に行われています。これは「感染症の医療の経験を有する医師が常勤していること」とされていることが影響していると考えます。一方で、第二種感染症指定医療機関では、この間の感染症専門医の在籍の増加はわずかです。第二種感染症指定医療機関では、感染症の医療の経験を有する医師を必ずしも常勤で配置するものとはなっていないことが一因と考えられます。

別添資料2 都道府県別感染症専門医数

